



中国国家工商行政管理総局（以下「工商総局」という）は、今年6月11日に『知的財産権の乱用による競争排除・制限行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定』（意見聴取稿）（以下「本規定」という）を公布しました。本規定は、まだ正式に発効した法規ではありませんが、中国政府が知的財産権の分野において独占禁止法をどのように適用するかについての観点が、初めて体系的、全面的に示されたものと言えます。そこで今回は、その最新動向をご説明いたします。なお、長期的な見通しとしては、最終的に本規定の内容は効力を生じる可能性が高いため、前もって本規定の関連内容を把握、理解した上で、速やかに措置を講じることは、在中日系企業の皆さまが今後、順調に経営活動を展開される上で、重要な意義があると言えるでしょう。

◇問題の複雑さ

多くの国の法運用状況から見ても、知的財産権の分野において、どのように独占禁止法を適用するかは極めて複雑な問題であり、長きにわたり学术界および実業界で注目されているテーマですが、それは主に以下の原因によります。

1. 知的財産権の本質は、法律によって権利者に独占的権利を付与する点にあり、客観的に独占的な性質を備えているため、独占禁止法の立法目的（不当な独占の制限）と食い違いが生じやすい。
2. 知的財産権を利用することが違法な「乱用」を構成して初めて法的制裁を受けることとなるが、「乱用」に該当するか否かの基準には曖昧で不確定な点が多い上、その基準は変動しやすい。法の実現すべき価値は、社会経済の環境や経済の発展段階の違いに応じて、常に「知的財産権による権利者の利益の保護」と「市場における競争秩序の十分な維持、保護」の間で揺れ動くこととなるため、その結果、判断基準は不確定なものとなっている。
3. 独占禁止法を適用すること自体が、相当複雑な性質を有している。例えば、ある行為が「市場の支配的地位の乱用」に当たるか否かを判断するためには、「関連市場」を的確に定めた上で、数十項目にも上る要素を総合的に考慮しなければならない。

◇在中日系企業の経営に与える重大な影響

現在、日系企業の中には知的財産権を用いることにより、中国市場における競争上の優位性を確保している企業が少なくないため、知的財産権を積極的、円滑に利用することは、在中日系企業の事業活動にとって非常に重要な意義を有しています。

実際、中国国内では独占禁止法を利用することにより、日系企業による知的財産権の行使を制限し、その優位性を脅かそうとする事件が頻繁に発生しており、これに関連する民事訴訟は何年も前から起きています。その中でも社会的影響の大きかったものとして、2004年に四川の中国資本系某社が、日本の某株式会社を訴えた事件が挙げられます。当時の法律には、知的財産権の分野に独占禁止規制が適用されることにつき、明確な法的根拠がなかったため（独占禁止法は実施されておらず、不正競争防止法の独占禁止に関する規定が適用されました）、裁判所は証拠が不十分であることを理由として、原告の請求を棄却しました。しかし、中国の法律制度が絶え間なく発展し、行政の取り締まりと司法レベルが向上するに伴い、知的財産権の分野において独占禁止法を適用するための関連法律制度が整備されてゆけば、今後同様の事案において日系企業にとって不利な判断が下される可能性は排除できません。

◇日系企業の皆さまへのアドバイス

本規定が登場したことは、長期にわたり、この問題に対する規制の制度化を希望してきた中国政府による一つの成果とみなすことができます。今後は、さらに高いレベルでの立法化—具体的には、国務院独占禁止委員会による『知的財産権分野における独占禁止の取り締まりに関する指南』の公布がなされるものと思われます。それゆえ、日系企業が知的財産権を基に確立した市場における優位性を長期的に確保するためには、知的財産権分野における独占禁止法の関連動向について、タイムリーに注目することが非常に重要です。また、実際にこの分野の問題に直面した場合は、問題そのものが複雑であると共に専門的であり、対応を誤れば挽回が困難な損失がもたらされる可能性がありますので、同分野に特化した経験と能力を持つ弁護士のサポートを得る必要があるでしょう。もちろん、リスクを予見して事前に措置を講じることができれば、より良い効果を得ることができるようでしょう。